

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」
における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）

道路は、地域の発展や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、高齢者や子育て世代が安心して暮らしていくため、その整備と充実が求められています。

しかしながら、本市における道路ネットワークは未だ十分ではなく、安全で円滑に利用できる道路整備を今後も継続していくことが必要です。また、橋りょうや舗装など老朽化が進む既存インフラの長寿命化対策や、通学路の安全対策、災害に対する減災・防災対策など、インフラを取り巻く問題は山積しています。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という）の規定による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより自治体運営にも多大な影響が生じることになります。

つきましては、今後も地域における道路整備を着実に推進していくため、下記の事項について強く要望します。

記

1 道路整備を計画的かつ着実に推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について安定的かつ十分な予算を確保するとともに、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月29日

岐阜県可児市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
国土交通大臣